



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

\*2 刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1

○ 告示

- 121 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定により知事が定める数 (国民健康保険課) ..... 2
- 122 原谷土地改良区の役員の退任 (農業農村整備課) ..... 2
- 123 清算法人原谷土地改良区の清算人の退任 ( " ) ..... 2
- 124 木材業者等の登録 (林業振興課) ..... 3
- 125 " ( " ) ..... 3
- 126 保安林予定森林 (森林整備課) ..... 3
- 127 保安林の指定施業要件変更予定 ( " ) ..... 4
- 128 保安林の指定施業要件の変更 ( " ) ..... 4
- 129 公共測量の終了 (技術調査課) ..... 5
- 130 道路の区域変更 (道路保全課) ..... 5
- 131 " ( " ) ..... 5
- 132 道路の供用開始 ( " ) ..... 6
- 133 道路の区域変更 ( " ) ..... 6
- 134 " ( " ) ..... 6
- 135 道路の供用開始 ( " ) ..... 7
- 136 道路の区域変更 ( " ) ..... 7
- 137 道路の供用開始 ( " ) ..... 7

## 公安委員会規則

### 和歌山県公安委員会規則第2号

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年2月9日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則(昭和29年和歌山県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第2条 和歌山県警察に勤務する警察官のうち、	第2条 和歌山県警察に勤務する警察官のうち、

刑事訴訟法第199条第1項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員及び同法第201条の2第1項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。  
(1)～(3) 略

刑事訴訟法第199条第1項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

附 則

この規則は、令和6年2月15日から施行する。

告 示

和歌山県告示第121号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）の規定により知事が定める数を、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数としたので、告示する。

令和5年和歌山県告示第161号（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定により知事が定める数）は、令和6年2月9日限り廃止する。

令和6年2月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

算定政令第9条第3項の知事が定める数	0.75
算定政令第9条第5項の知事が定める数	0.8446293660353
算定政令第9条第8項の知事が定める数	0.9973118748004
算定政令第9条第9項の知事が定める数（一般納付金被保険者均等割指数に限る。）	0.7
算定政令第10条第3項の知事が定める数	0.8490504362630
算定政令第10条第6項の知事が定める数	0.9999999977599
算定政令第10条第7項の知事が定める数（後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数に限る。）	0.7
算定政令第11条第3項の知事が定める数	0.8461604161386
算定政令第11条第6項の知事が定める数	0.9999999937111
算定政令第11条第7項の知事が定める数（介護納付金納付金被保険者均等割指数に限る。）	0.7

和歌山県告示第122号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、原谷土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和6年2月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

退任した役員（令和6年1月25日退任）

職名	氏 名	住 所
監事	野尻義久	日高郡日高町大字原谷350番地
監事	工徳信治	日高郡日高町大字原谷1520番地の2

和歌山県告示第123号

清算法人原谷土地改良区の清算人が退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195

号) 第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により公告する。

令和6年2月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

退任した清算人（令和6年1月25日退任）

氏 名 住 所  
 鍵本信和 日高郡日高町大字原谷440番地  
 石橋日出夫 日高郡日高町大字原谷1420番地の3  
 岩橋淳 日高郡日高町大字原谷352番地  
 楠岡崇 日高郡日高町大字原谷1244番地  
 橋本憲一 日高郡日高町大字原谷1102番地

### 和歌山県告示第124号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和6年2月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 名称及び所在地
7018			令和 6. 1. 15	東京都江東区新木場一 丁目17番4号	株式会社ヤマゲン 代表取締役 山本拓	木材	古座山林部：東牟婁郡 串本町西向351

### 和歌山県告示第125号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和6年2月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 名称及び所在地
6037			令和 6. 1. 22	田辺市高雄一丁目11番 38号	株式会社共伸産業 代表取締役 峯岡会里	木材	田辺市高雄一丁目11番 38号

### 和歌山県告示第126号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年2月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡白浜町富田字角之亟谷1694の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
西牟婁郡白浜町富田字角之亟谷1694の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第127号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和6年2月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

田辺市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第128号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年2月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業

局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第129号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和6年2月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和5年2月6日から令和6年1月25日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市本渡外地内

**和歌山県告示第130号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市学文路字福塚237番1地先から同市学文路字福塚200番3地先まで	旧	7.19 } 14.98	160.11	
同上	新	10.81 } 17.16	159.88	

**和歌山県告示第131号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市賢堂字上河原111番1地先から同市向副字田中台416番1地先まで	旧	3.83 } 16.12	229.02	

同上	新	6.31 } 17.71	222.35	
----	---	--------------------	--------	--

**和歌山県告示第132号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 橋本市賢堂字上河原111番1地先から同市向副字田中台416番1地先まで

供用開始の期日 令和6年2月9日

**和歌山県告示第133号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字杖ヶ藪字鬼淵78番1地先から同町大字東又字下垣内56番5地先まで	旧	3.52 } 15.22	174.85	
同上	新	10.17 } 43.62	176.58	

**和歌山県告示第134号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字南字奥山207番1地先から同町大字南字奥山211番4地先まで	旧	5.18 } 16.01	91.38	
同上	新	8.76 } 27.81	91.49	

## 和歌山県告示第135号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 伊都郡高野町大字南字奥山207番1地先から同町大字南字奥山211番4地先まで

供用開始の期日 令和6年2月9日

## 和歌山県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市原野字久保70番4地先から同市原野字久保78番1地先まで	旧	7.78 } 8.42	23.96	
同上	新	10.83 } 10.97	23.96	

## 和歌山県告示第137号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

令和6年2月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 山内恋野線

供用開始の区間 橋本市隅田町芋生字芦原238番1地先から同市隅田町芋生字芦原237番1地先まで

供用開始の期日 令和6年2月9日